

災害時等における電動車両及び給電装置に関する

協力協定書

山形県大江町

山形三菱自動車販売株式会社

## 災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定

山形県大江町(以下「大江町」という。)、山形三菱自動車販売株式会社(以下「山形三菱」という。)は、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 本協定は大江町内で自然災害や大規模停電、その他町民の生命・身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合において、大江町が、山形三菱に対して電動車両(以下「車両」という。)及び車両からの給電を行う装置(以下「給電装置」という。)の貸与を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

### (協力要請)

第2条 大江町は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両及び給電装置を必要とするとき、山形三菱に対して車両及び給電装置の貸与を要請(以下「協力要請」という。)するものとする。

### (協力要請方法)

第3条 大江町が山形三菱に協力要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって、山形三菱に連絡するものとし、山形三菱は車両及び給電装置の手配を行うものとする。事後、大江町は協力要請書を山形三菱に提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職・氏名
- (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職・氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 協力要請する車種及び台数
- (6) 協力要請の期日及び引き渡し場所
- (7) その他必要な事項

### (協力)

第4条 大江町からの協力要請があった場合には、山形三菱は速やかに車両及び給電装置を確保し、危険性等を考慮し可能な範囲内で大江町に貸与するものとする。

- 2 山形三菱は、協力要請に基づき、引渡し場所へ車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 3 大江町は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- 4 引渡しの日時については大江町と山形三菱が協議して決定するものとする。

(使用上の留意事項)

第5条 大江町は、山形三菱より貸与を受けた車両及び給電装置を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 大江町内において使用する。
- (3) 車両及び給電装置が故障若しくは何らかの理由により使用できなくなった場合は、山形三菱に速やかに連絡をする。

(補償)

第6条 車両及び給電装置の使用若しくは協力要請中に発生した損害の補償については、以下のとおり扱うものとする。

- (1) 事故等により、大江町及び山形三菱が第三者に与えた物的及び人的被害については、その損害に帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明の場合は、大江町及び山形三菱が協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 車両及び給電装置の引渡しの往復路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、山形三菱が、補償責任を負うものとする。
- (3) 車両及び給電装置の故障、車両物損等の修理費用の負担割合については、大江町及び山形三菱が協議し決定するものとする。

(実績報告)

第7条 山形三菱は、本協定第3条の規定により車両及び給電装置を貸与した場合は、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって、大江町に報告するものとし、事後、山形三菱は実績報告書を大江町に提出するものとする。

- (1) 貸与した車両及び車両登録番号
- (2) 貸与した場所
- (3) 貸与した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 本協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用については、無償とする。ただし、貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降は、大江町が、車両及び給電装置一式について費用を負担するものとし、車種別の日単価については、大江町と山形三菱が別途協議する。

(費用の決定)

第9条 前条に規定する費用については、災害等発生時の直前における適正価格を基準として大江町と山形三菱が協議の上、決定するものとする。



(費用の支払)

第10条 山形三菱は、前条の規定により決定した費用について、大江町に請求するものとする。

2 大江町は山形三菱からの前項の請求があった場合、速やかに山形三菱に支払うものとする。

(通知)

第11条 大江町は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度山形三菱に通知するものとする。

(実施細目)

第12条 本協定を実施するために必要な事項については、大江町及び山形三菱が協議の上、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるものの他、大江町及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに大江町又は山形三菱から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。


この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大江町及び山形三菱が  
記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年2月18日

大江町

山形県西村山郡大江町大字左沢882番地の1

大江町長

渡邊 兵吾 

山形三菱

山形県山形市五十鈴3丁目1番6号

山形三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

小野 勉 

## 災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定実施細目

### (趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定(以下「協定」という。)第12条の規定に基づき、協定の実施に必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

### (協力要請書)

第2条 協定第3条に規定する協力要請書(以下「要請書」という。)は、様式1のとおりとする。

### (要請連絡先)

第3条 要請等の手続きに係る大江町及び山形三菱の窓口については、次のとおりとする。

#### ① 大江町

##### 第1連絡先

大江町総務課 危機管理係

電話 (0237)62-2187

FAX (0237)62-4736

##### 第2連絡先

大江町総務課

電話 (0237)62-2111

FAX (0237)62-4736

#### ② 山形三菱

##### 第1連絡先

山形三菱自動車販売株式会社 本社

電話 (023)631-3030

FAX (023)631-7982

##### 第2連絡先

山形三菱自動車販売株式会社 寒河江店

電話 (0237)86-2460

FAX (0237)86-2157

### (引渡し場所)

第4条 協定第3条第6号に規定する引渡し場所に変更があったときは、大江町はその都度これを山形三菱に届け出ることとする。

### (実績報告書)

第5条 協定第7条に規定する実績報告書は、様式2のとおりとする。

### 附則

この細目は、平成31年2月18日から効力を生じるものとする

様式 1

第 年 月 日 番

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力要請書

山形三菱自動車販売株式会社  
(代表者)

様

大江町長

災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定第3条に基づき、次のとおり  
車両及び給電装置の貸与を要請します。

協力要請を行った者の 所属、職・氏名 及び連絡先	所属 職・氏名 連絡先	電話 (       )       -
口頭・電話による連絡日時	年    月    日                    時    分	
車両及び給電装置の 貸与を必要とする場所		
現地担当者の 所属、職・氏名 及び連絡先	所属 職・氏名 連絡先	電話 (       )       -
協力要請の理由		
協力要請する車種・台数	/                    台	
協力要請の期日 及び 引渡し場所	期日	年    月    日 ~    月    日 (       日間)
	場所	
備 考		



災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力実績報告書

大江町長

様

山形三菱自動車販売株式会社  
(代表者)

災害時等における電動車両及び給電装置に関する協力協定第7条に基づき、次のとおり  
車両及び給電装置の貸与に関する協力を実施しました。

連絡先	所属 職・氏名 連絡先	電話( ) -
貸与した車両の 車種、車両登録番号	車種 登録番号	
貸与した場所		
貸与した日数 及び走行距離 (オドメーター)	貸与日数	年 月 日 ~ 月 日( 日間)
	走行距離	km
		(貸出時 km ~ 返却時 km)
備 考		